

第16回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：令和5年1月27日(金) 午後1時30分から午後2時40分まで

○開催場所：県庁共用第3会議室（本館棟4階）

事務局 それでは、開会に先立ちまして、皆様方に会議の公開についてお諮りをします。

本審議会は公開を原則としております。

審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音の方をさせていただき、また、会議の方の写真も撮らせていただきたいと思います。

また、一般の方や報道の方など傍聴ができることとなっております。今のところ傍聴及び報道の方はいらっしゃいませんけれども、あった場合は御了承いただきたいと思いますと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

あわせて、本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。

本日御来席の10名の方に加えて、川口委員が急遽オンラインでの参加となりましたので11名の方が出席をされておられます。

なお、末長委員の御欠席に加え、澤田委員におかれましては体調不良により、山下委員及び船崎委員におかれましては御都合により、急遽御欠席となりましたが、委員の過半数を超えておりますので、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから、「第16回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部部長 藤田昭弘が御挨拶を申し上げます。

環境生活部 皆様こんにちは。環境生活部長の藤田でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、また、大変寒い中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回の審議会においては、令和元年に実施いたしました「人権に関する県民意識調査」の結果に基づき、本県の人権施策に関する「課題」や「方向

性」について、様々な視点から御審議をいただき、貴重な御示唆をいただくとともに、「山口県人権推進指針」の今後の改定に関しても、多くの御意見、御提言をいただいたところでございます。

県といたしましても、本指針については、平成24年の改定から10年以上が経過しております。また、その後社会情勢の変化等も生じておりますことから、これまでの御審議の経過や新たな法令等の制定状況などを踏まえまして、改定すべき時期に来ていると考えているところでございます。

このため、本日は、現行指針の課題を整理した上で、今後の指針改定の方向性について、御提案をさせていただきたいと考えておりますので、どうか委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条第2項の規定により、議事は会長であります議長が進行することとなっておりますので、以後の議事進行につきまして、高田会長様、よろしくお願いいたします。

議長 こんにちは、高田です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りますが、会議の終了時刻は午後3時の予定となっております。本日はオンライン参加等もありますし、委員の皆様には、議事のスムーズな進行に御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の「現行指針の課題と今後の方向性について」事務局の方から御説明をお願いいたします。

人権対策室 次長 人権対策室室次長をしております中谷と申します。

それでは、資料1を御覧ください。

まず、1の「趣旨」でございます。「山口県人権推進指針」は、前回の改定から10年以上が経過し、社会情勢の変化等も生じておりますことから、「人権に関する県民意識調査」の結果やこれまでの審議会での意見、提言等を踏まえ、現行指針の課題を整理した上で、改定の方向性を提案するものでございます。

2の「基本的な考え方」ですけれども、(1)にありますように、指針は、人権に関する取組を進めるための基本理念や施策推進の方向性等を示したものであり、取組の継続性を維持することが必要であることや、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の考え方と整合を図っていることから、現行指針の構成と内容は、基本的に継承したいと考えています。

また、(2)にありますように、前回改定後の社会情勢等の変化を踏まえ、必要な見直しを行うこと、さらに(3)にありますように、これまでの審議会での議論を踏まえまして、「性同一性障害の問題」は、LGBT全体を対象とした記述に改めたいと考えています。

この考え方を、現行指針に具体的に当てはめたものが、3の「改定の方向性」です。

現行指針は、本文に当たる第1から第5と、本編資料の「分野別施策の推進」、それと「参考資料」で構成をされています。

このうち、第1「指針の趣旨と性格」、第2「人権をめぐる状況と課題」につきましては、法改正や県関係計画の改定に対応した見直しが必要ですが、第3「指針の基本理念、キーワード」、第4「施策の推進」、第5「推進体制」につきましては、基本的には修正の必要は無いものと考えています。

一つ飛ばしまして、一番下の「参考資料」につきましては、人権関係年表などについて時点修正が必要と考えています。

一つ上に戻りまして、本編資料「分野別施策の推進」につきましては、現行指針では16分野の施策について記載しておりますが、これを継承し、16分野を維持したいと考えております。

ただし、「性同一性障害の問題」は、LGBT全体を対象とした記述に改めるとともに、その他の各分野については、法改正や県関係計画の改定に対応した見直しが必要と考えています。

具体的には、資料2を御覧ください。

16分野の施策の課題について、表で整理をしております。

「項目」欄の右、「今後の方向性（前回審議会で提案）」の欄には、昨年5月の審議会で御審議いただいた県民意識調査結果に基づく施策の「今後の方向性」を記載しています。

その右の欄には「前回審議会における委員からの意見」を記載しています。

さらに右の欄には「前回指針改定時以降の法令等」を、一番右の欄には、これらから考えられる「現行指針の課題と方向性（案）」を記載しております。

なお、個別の課題によりましては、空欄となっているものもありますけれども、課題などが全くないということではなくて、今後、改定を行うに当たりましては、担当部署の方で、必要な修正について検討を行うこととします。

それでは、個別の項目について、資料に沿って御説明いたします。

まず、男女共同参画に関する問題です。

前回指針改定以降、第5次山口県男女共同参画基本計画の策定や女性活躍推進法などが施行されており、それらを指針に盛り込む必要があると考えています。

次に、子どもの問題につきましては、前回の審議会で、子どもの人権を重んじるという視点が必要との御意見をいただきました。

また、前回指針改定以降、山口県社会的養育推進計画や子どもの貧困対策推進法などが策定・施行されており、それらを指針に盛り込む必要があると考えています。

高齢者問題につきましては、前回の審議会で、成年後見利用促進法などの新しい法律を反映させること、認知症の理解増進や認知症の方に対する県内全域での見守り活動の取組を考えてほしいとの御意見をいただきました。

前回指針改定以降、第七次やまぐち高齢者プランが策定されたことを踏まえ、同プランに掲げる認知症施策の取組や成年後見制度利用促進法などの取組を反映させる必要があること、また、同プランや成年後見制度の利用の促進に関する法律などが施行されており、それらを指針に盛り込む必要があると考えています。

障害者問題につきましては、前回の審議会で、障害者権利条約に基づく関連法律の反映や障害者雇用促進法に基づく雇用促進が進んでいないなどの御意見をいただきました。

前回指針改定以降、やまぐち障害者いきいきプランや障害者虐待防止法などが策定・施行されており、それらを指針に盛り込む必要があること、また、「あいサポート運動」の一層の推進や障害のある人とない人の交流による県民の障害理解の促進について盛り込む必要があると考えています。

同和問題につきましては、前回の審議会で、指針改定の際には、部落差別解消推進法を踏まえた記述にしてほしいこと、法の周知ではなく、具体化を踏まえた施策の取組が大事であるとの御意見をいただきました。

前回指針改定以降、部落差別解消推進法が施行されており、同法が施行されたことを盛り込む必要があること、また、同法において、地方公共団体の努力義務とされた事項を踏まえた記述とする必要があると考えています。

外国人問題につきましては、前回の審議会で、外国人には医療や教育の場面で言葉の問題があること、外国人と共生していこうという気持ちをもつことが大事との御意見をいただきました。

指針につきましては、外国人住民の増加や多国籍化など、社会経済情勢の変化を踏まえ、記述内容を改めて整理する必要があること、また、前回指針改定以降、日本語教育の推進に関する法律などが施行されており、それらを指針に盛り込む必要があると考えています。

罪や非行を犯した人の問題につきましては、前回指針改定以降、再犯防止推進法や山口県再犯防止推進計画が施行・策定されており、それらを指針に盛り込む必要があると考えています。

犯罪被害者と家族の問題につきましては、前回指針改定以降、山口県犯罪被害者等支援条例が施行されたことを盛り込む必要があること、また、同条例の目的である「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現する」ための取組・県の計画について記載する必要があると考えています。

環境問題につきましては、前回指針改定以降、山口県環境基本計画を改定しており、指針には近年の地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響、海洋プラスチックごみ問題など、新たな課題への対応を盛り込む必要があると考えています。

インターネットにおける問題につきましては、前回の審議会で、ネットにおける人権侵害が深刻であり、指針改定の際は、相談体制の充実、被害者の救済・支援、教育を盛り込んでほしいとの御意見をいただきました。

前回指針改定以降、改正プロバイダ責任制限法などが施行されており、それらを指針に盛り込む必要があること、また、相談・支援体制の取組強化を盛り込む必要があると考えています。

プライバシーの保護につきましては、前回指針改定以降、個人情報保護法が改正されており、同法の改正に伴い、根拠法令を変更したことを盛り込む必要があると考えています。

感染症の問題につきましては、前回の審議会で、コロナ患者だけでなく、その家族や医療機関等に対する差別・偏見が問題となっており、指針の見直しが必要であること、コロナの経験により、改めて正しい知識の普及が必要と考えられるとの御意見をいただきました。

前回指針改定以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されており、新興感染症などに対する正しい知識の普及啓発の推進について記載する必要があると考えています。

ハンセン病問題につきましては、前回の審議会で、元患者に限らず、その家族に対する偏見・差別への対策を指針に盛り込むべきとの御意見をいただきました。

前回指針改定以降、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律などが施行されており、それらを指針に盛り込む必要があること、また、元患者に限らず、その家族に対する偏見・差別についての課題を明確にするため、家族について記載する必要があると考えています。

性同一性障害の問題につきましては、これまでの審議会で、性自認や性的指向において性的マイノリティとされる方々全般にわたる人権上の問題点として整理すべきであること、性の問題は、「性的マイノリティ」という表現ではなく「ダイバーシティ」、「多様性」といった方向でまとめてほしいとの御意見をいただきました。

前回指針改定以降、WHOは性同一性障害を「精神障害」の分類から除外し、「性別不合」に変更することを決定するなどしており、「性同一性障害」が疾患や障害ではなくなることに伴い、指針の記述を整理する必要があること、また、現行の指針には、性的指向により困難な状況に置かれている人や、性自認により困難な状況に置かれている人のうち性同一性障害以外の人についての記述がないことから、追記する必要があると考えています。

以上で、資料の説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の方から、「現行指針の課題と今後の方向性について」案を提示されましたので、それでは委員の皆様方から、この事務局案に対しまして、御意見をいただきたいと思っております。

では、お願いします。

鈴木委員　鈴木です。今回のとりまとめ本当にありがとうございます。長年言ってきたLGBTQ関係もまとめて組み込んでくださって、大変ありがたいです。ちょっと1点、すみません、気づきなんですけれども、障害者問題のところ、前回指針改定時以降の法令等がですね、もしかして抜けてるかなと思ったんですけど、発達障害者支援法の一部改正が平成28年に成立施行されている点を記述しておいていただいて、こちらを踏まえて、今後の方向性のとりまとめをしていただけたらなと思いました。以上です。

議長　はい、ありがとうございます。今、鈴木委員の方から御指摘がありましたように、障害者問題のところ、発達障害に対する改定があったのではないかとということですが、事務局の方から何か御意見があれば、あるいは、他のいろいろな部署から今日は御出席いただいておりますので、この専門領域の方から御発言がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

障害者支援課長　はい、障害者支援課長の田村でございます。発達障害者支援法の改正について計画に盛り込むといたしますか、その観点を踏まえるべきではないかという御指摘でございます。委員御指摘のとおり、確かに法律の改正がございました。ここに書いております以外にも、つい先日、障害者総合支援法の改正もございましたし、障害者情報アクセシビリティ推進法という新しい法律もできております。こうした障害のある方に関するすべての法制度の改正動向等を踏まえて、今回の計画については策定する必要があるというふうに考えております。

議長　はい、ありがとうございました。今、障害者支援課の方から具体的な御説明をいただきました。発達障害だけではなくて、さまざまな法律に修正があるということで、その辺も踏まえて、また、策定をしていただくといいと思いますが、鈴木委員さん、そのことでよろしいでしょうか。では、事務局の方、とりまとめをよろしくお願いしたいと思います。

その他に、お気づき、御質問等ありませんでしょうか。

川口委員　はい、よろしいでしょうか。

議長　はい、よろしく申し上げます。聞こえておりますでしょうか。

川口委員　はい、聞こえています。今日はオンラインからすみません、失礼します。

まず、最初の、分野別ではなくて、指針の3、どこに入るのかちょっとわからない、第4章なのか、施策の推進のところになるのかなとはちょっと思うんですけども、意識調査を今回されていますけれども、定期的にこの意識調査というのを通常5年に1回とか、人権に関わるこの意識調査、実態調査ですよ、定期的に効果測定するためにも、5年に1度意識調査を実施するとか、意識調査、実態把握というものの全体を通してやる必要があるんじゃないかなと。

それがちょっと現行では無いので。意識調査、今回2回目やった報告を前回受けて、私たちもそれを踏まえてどういう方向があるか議論したんですけれども、意識調査を定期的を実施すると、それがまあ、3年なのか5年なのかですけれども、それをどこか、県の推進体制の方になるのかわからないんですけども、どこかそういうのを位置付けていただけないかなというのが、一つの私の要望です。気まぐれで、なんか7年目にやったとか、8年目にやったとか、次やるかやらないかっていうのではなくて、他県をみると定期的にやっていますので、まあ、だいたい5年に1度とかいうペースでやっていますから、そういうふうに効果測定をするためには、実態を正確に把握することから次の新しい方針が生まれますので。意識調査を5年に1度実施するとか、含めて、そういうことが盛り込めないのかなっていうのが1点です。

2点目が、この間、アイヌ民族に関する法律ができています、2019年に。私も年末に北海道のウポポイに行ってきたんですけれども、国立博物館ですね、アイヌ民族の。ものすごい敷地でしっかりと学びもありました。

アイヌの民族の問題というのは、やっぱり私たち自身の問題でもあるので、日本の歴史も含めて、アイヌの正しい理解とか差別の解消とかうたわれていきますから、アイヌの問題をどこかに入れることはできないのかと、16課題なのか、わからないんですけれども、アイヌ民族に関する法律もできていますので、ここの取組をどうするのかというのを盛り込んでもらえないのかなっていうのが1点です。

あと、障害者問題のところ、分野別のところなんですけども、いわゆる学校問題のところではインクルーシブ教育っていう形で、分けるのではなくて共に歩むんだということで、国連の勧告なんかもきてるんですけれども、インクルーシブ教育とかそういうワードが全くないので、なんかこういう方向性を盛り込めることができないのかなっていうのが1点です。

同和問題に関してなんですけれども、ちょっと、本文をまだ見ないとわからないんですけれども、前回私も意見をしたんですけれども、人権尊重の視点に立ったというワードがずっと今の指針では分野別のところに書かれていっています。私としては、この20年間、「人権尊重の視点に立った」という形になった途端に、人権一般になって、同和問題を学ぶ機会が本当に減ってきています。そういう意味では、ここの部分では、部落差別を解消するための教育啓発ということで、現行では、同和問題の解決に向けて「人権尊重の視点に立った」というワードが繰り返し強調されているんですけれども、それをやった結果、部抜き、差抜き、部落問題が抜きになったような学習がすごく増えましたので、ここでは、具体的に、「部落差別を解消するための教育啓発を推進します」というふうに、現行の文言の部分ですけども、何度も出てくる「人権尊重の視点に立った」というところを、「部落差別を解消するための教育啓発」という形で盛り込んでいただけないかなというところなんです。

現行の指針の文言を見て、現状と課題のところにおいてなんですけれども、意識調査の結果を踏まえても、結婚に関する身元調査、私自身も今、結婚差別

の相談を実は受けてるんですけども、県内の方から。同和地区の所在地情報がインターネットでばらまかれてて、ブログなんかでも、その部落の写真とか動画までもがアップされている、それを見た人が、相手の親が結婚に反対し始めている。で、本人結構ダメになってると。どうしたらいいのかって、相談を受けて今対応しているところです。やっぱり根強い結婚問題、その時に身元調査が行われる。その時に、ネット上でどこが同和地区かというような情報がもうばらまかれている、晒されているという深刻な状況がありますので、ここも現状のところでは、そういった情報化社会の進展に伴って、部落差別に関する状況が変わってきているというところが、部落差別解消推進法にもしっかりと書かれていますので、立法事実として、この情報化社会の進展、いわゆるインターネット時代における差別の深刻化というものもしっかり現状認識に入れていただくと、そして身元調査であったりとか、結婚の問題、土地差別、不動産取引において同和地区を避ける、そこの物件を避けようとする、問い合わせをする、こういった状況もずっと起きてますので、現状認識、課題のところには、こういったネット差別、結婚身元調査、土地差別、という現代のこの10年ぐらいを振り返ったときに、山口県で起きている実態、意識調査でもこの辺課題と言われていきますので、ここもしっかり盛り込んでいただきたいというのが、お願いです。

最後にすみません。部落差別解消推進法は大きく3つ求めています、施策を。その1つが教育啓発なんですね、部落差別を解消するための教育啓発、もう1つが相談体制の充実なので、この分野別のところに相談体制の充実、部落差別の相談体制の充実というのをしっかりと盛り込んでいただきたいというお願いをしたいと思います。すみません、ちょっと多くなりましたけど、以上になります。

議 長 はい、ありがとうございます。5つの御指摘、御要望があったと思います。第4章、意識調査をする時に、定期的を実施してほしい、ということ折り込んでほしいと、例えば、5年に一度とかいうような形で盛り込めないかどうか、あと、2番目にアイヌ民族の問題について入れられないだろうかという御意見でした。3番目に、障害者問題について、学校教育ではインクルーシブという言葉が大変積極的に使って指導しておりますけれど、そういう言葉が、キーワードがないのではないかという御指摘でした。4番目は、同和問題につきまして、人権尊重の視点という部分からの部落問題を、差別を解消するような啓蒙啓発をしてほしいというような、あるいは、結婚問題、インターネットの問題、土地差別の問題、等々同和問題について御指摘をいただきました。5番目に、部落問題としての教育の啓発、相談体制の充実をできないだろうかという御指摘であったというふうに思います。事務局の方から何かご説明がありましたらお願いしたいと思います。

人権対策 はい、人権対策室から、4つの御質問、御意見に対して、お答えができるも

室次長 のはお答えしたいと思います。まず、意識調査の関係でございますけれども、意識調査については平成20年に1回目をしておりまして、その次が令和元年ということで、11年ぐらいの間をとってやっております。おっしゃるとおりですね、いつ、何年おきにとりするような、今決め方をしておりません。改定を視野に入れながらですね、次の意識調査をやったというのが、令和元年の時の実施でございます。この辺のことにつきましてはですね、委員から御意見もありましたので、今後のあり方等について、検討をしてみたいと思っております。

2点目のアイヌの問題でございます。このアイヌの問題につきましては、確かに県の指針の方にはございません。これまでも、県に対しましてですね、アイヌの方あるいはアイヌ関連の方からですね、具体的な相談の事例もなく、それから、令和元年度以降ではありますけれども、法務局さんへのですね、相談とか、人権侵犯事件としても処理件数は計上されておられません。こうしたことから、事務局としては本県の状況を鑑みましてですね、分野別施策の推進の項目としての追加ということは、今回提案はしておりません。ただ一方でですね、国の人権教育啓発に関する基本計画、この中にはですね、アイヌの人々ということで記載がございます。それから、元年には、アイヌ施策推進法が施行されました。さらには、令和3年にはですね、アイヌに関する不適切な事例、テレビ番組の中であった事例ですけども、これについて国から再発防止に向けた取組が各都道府県に通知をされて、県内の市町にも周知を図ったというようなことで、適宜対応してきております。国の対応等を踏まえましてですね、例えば、指針の4ページで、人権課題等の状況というところがございましてけれども、この中に16課題の他にもですね、自己決定権などの問題も書いてございます。こうしたところに位置付けるとかということも考えられますので、指針の改定を検討する中でですね、何らかの形で位置付けるとかということも検討してみたいなというふうに思っております。

それから、同和問題、部落差別解消推進法につきまして、具体的な御意見をいただきました。このいただいた御意見につきましてはですね、今後、指針の改定作業を進めるということになりましたら、そういった作業を行う中でですね、御協議というか、調整もさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。人権対策室からは、以上です。

障害者支援課長 障害者支援課からお答えをいたします。インクルーシブ教育というキーワードの取扱についてという御指摘でございます。先ほど、鈴木委員さんからもお話がありました資料の中でですね、前回指針改定後の法令として、私ども、このたび条例を制定しております。障害のある人もない人もともに暮らしやすい山口県づくり条例というものでございますが、この中の条例の前文におきましてですね、インクルーシブの考え方に基づく取組を県としても推進していく必要があるという必要性について、しっかりと規定をまずしております。具体的な規定といたしまして、さらに、幼児期から、障害のある子どもとない子ども

が交流をして、相互に理解を深めていく、あるいは、学校教育において、障害のある児童生徒、ない児童生徒、こういった相互の交流ですとか、共同学習を進めることで障害理解を進めていくと、こういった取組を県としても進めていくということを条例に規定をしたところでございます。こうしたインクルーシブの考え方、社会包摂の考え方について、条例に規定をいたしておりますので、このインクルーシブの考え方につきましては、今回の指針についても反映させていくことになるだろうというふうに考えております。

議 長 ありがとうございます。今、事務局、障害者支援課の方から、具体的な御説明をいただきましたが、川口委員、何か御意見、感想でもあれば。

川口委員 はい、ありがとうございます。同和問題に関しては、またこれから議論すると思っておりますので、提案を受けて、素案を見てまた議論していきたいと思っております。その他、インクルーシブ教育に関しても条例でしっかり入って、反映するというので、ありがとうございます。はい、以上で大丈夫です。

議 長 はい、ありがとうございます。
それではその他に御質問等ありませんでしょうか。

川口委員 いいですか。

議 長 はい、それでは川口委員。お願いします。

川口委員 はい、LGBTQとかSOGIという使われ方をしたりとか、LGBTQ+とか性的マイノリティとか様々な言い方があるんですけども、指針ではどのワードとかを使っていくのか、テーマ・言い方を含めてなんですけれども事務局の考えがあったら教えていただきたいなと思っております。

男女共同参画課長 男女共同参画課の尾上と申します。どうぞよろしく申し上げます。
今のLGBTQですとかLGBTという記載がどうなるのかという御質問でございます。参考でございますが、令和3年3月に第5次山口県男女共同参画基本計画を策定しております。また先月末に策定した県の総合計画のやまぐち未来維新プランにもございますが、その中で「LGBTなど、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図る」というような記載にしておりますので、こちらの記載と整合を取る形で検討を進めていく格好になるかと思っております。
以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。
男女共同参画課の方から御説明をいただきましたが、川口委員何か。

川口委員 はい、いいです。わかりました。

議長 ありがとうございます。

これは国の方との整合性もあるだろうと思いますし、各いろいろな方面からの働きかけもあるだろうと思いますので、この辺は混乱の無いように、よく正しく理解されるような表現の仕方に整合性を持って対応していただけると非常にいいのではないかなというふうに思います。まだいろんな考え方とか表現の仕方等あるみたいですので、この辺は国等も参考にさせていただきながら、文言を決めていただけると非常にいいのではないかなと思います。

その他、何かありますでしょうか。

大変寒い中、足元の悪い中、会議に御出席いただきましたので、ぜひ一言言っていたけるといいかなと。では、鈴木委員さんどうぞ。

鈴木委員 今回のLGBTQ関係でどういう表現がいいのかというところなんですけれども、尾上課長のおっしゃっていることは意味はわかったんですけれども、なかなかLGBTQの方々とお話ししていると、困難な状況に置かれているというふうにあえて打ち出したわけではないと。自分たちのセクシャリティがたまたま少ない側に置かれているだけであって、そのために色々、確かに困っていることもあるんですけども、困難な状況に置かれているというふうにあえて絞り込まれるのもちょっとつらいと言われることもありますので、ちょっと私も今日はこの答えが正解ですとは言いたくはないんですけれども、まだ国がほとんど法律を作っていないこともありますので、ぜひ実際にLGBTQの方々の意見などもですね、斟酌しながら今後の方向性、内容などの策定に当たって御検討いただけたらなと思います。私もどういう表現が一番適切なのか、まだ答えは出ていないんですけれども、もう少し検討はいるんじゃないかなと思いました。

議長 ありがとうございます。

何か、男女共同参画課の方で御意見があれば。

男女共同参画課長 御意見ありがとうございます。

また今後、指針の改定などに当たっては、各方面からの御意見等参考にしながら検討を進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長 では、その他に何かありませんでしょうか。

川口委員 はい。

議長 では、川口委員どうぞ。

川口委員 いいですかね。はい、すみません。

「第5推進体制」の所です。指針でいうと10ページになるんですけども、企業の取組の部分になります。企業の取組。ここで、今国連が「ビジネスと人権に関する指導原則」というのを2011年に出しまして、各国政府にこのビジネス活動においてしっかり人権問題に取り組んでくれと政府に求めました。セットでSDGs等もあるんですけども。ビジネスと人権。これを受けて日本政府も現在、「ビジネスと人権」に関するガイドラインを公表しました。企業がトップ経営者も含めて経営方針にしっかり人権のことを掲げなさいと。自分たち企業活動にどういった人権リスクがあるのか適切にチェックをし、契約上でもお客様ともこういうことはしないということをちゃんと明示して対応しなさいと。いわゆる人権デュー・ディリジェンスというんですけども、こういう取組が広まっています。経団連も行動憲章でこの人権デュー・ディリジェンスというワードを使ったり、「ビジネスと人権」というワードを入れていたり、これからの経営の中に人権がより大事になってくるんだよと。人権リスクっていうのをしっかり考えていくことが大事なんだよという時代になっているので、この辺のワードも企業活動の中で、しっかり社員研修もそうですし、自分たちの企業活動において人権をしっかりやっていくんだという、そういう今のしっかりとしたワードを入れていただきたい。「ビジネスと人権」というワード。そういうものをしっかりこういう文言にちょっと、ここなのか、どこかの流れの所に書くというのかちょっとわからないんですけど、企業の取組はすごく重要になっていくというところの人権、「ビジネスと人権」というのをどこかに入れて欲しいなという。国内の動向なのかちょっとわからないんですけども。はい、お願いしたいなと思います。

議長 はい、ありがとうございます。

企業関連で言えば、ハラスメントの問題で、ハラスメントも様々なものがありますけど、その中で例えばLGBTQであればトイレ問題とかいうのがありますし、かなり障害者雇用であるとか、その辺で社会として事実関係も含めて、SDGsも含めてその辺のワードも取り入れてはどうかという御意見だろうと思いますが、これは事務局の方でよろしいですか。

人権対策室 次長 はい、今川口委員御指摘のようにですね、政府は昨年度9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」こういったものを策定しております。その他企業における人権尊重の取組を尊重すべく企業に対する周知、啓発活動を推進していくというようなことも表明しております。指摘のとおり今後ますます企業活動における人権尊重の取組というのは重要視されるようになってくるというふうに考えています。川口委員が今言われましたように10ページの所にはですね、推進体制の「(4)企業の取組」ということで、公正な採用の促進であるとかハラスメントの根絶など、企業内における

人権尊重の確保などの取組を推進するというふうに記載をしておりますけれども、県としましてはこうした国の動きなども注視をしましてですね、改定指針の中に何らかの形で位置づけるということは検討してみたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたけれど、川口委員、いかがですか。

川口委員 はい。大丈夫です。ありがとうございます。

議 長 企業の問題に関しては、障害者の雇用の問題があるだろうというふうには思いますが、正しい情報かどうか自信はありませんけど、民間企業はその辺は山口県は大変多くの方を雇用しておられると、これに対して公務員関係が低いんじゃないかという御意見を聞いたことがありますけど、民間に対する、県民に対する啓蒙活動もありますけど、ぜひ行政の方でも積極的に取り入れていただけるといいんじゃないかなと思います。今言った情報、私間違っていないか。よろしいですかね。民間より公務員の方が低いというふうに聞いたことがありますけど、間違っていないですかね。公務員も結構雇用しているということがあればぜひ言っていただきたいと思います。ちょっと私も正確な数字は覚えておりませんが、また国の方で障害者の雇用の数字が上がったんじゃないかなというふうに、パーセントが上がったんじゃないかなと思っておりますけれども。

その他に御意見はありませんでしょうか。

梶野委員 はい。

議 長 では、どうぞ。

梶野委員 私は育成会の方の仕事をしておりますけれども、ここの中に出ている障害者の問題である、あいサポートというワードが出てきております。現実的には感染症がからんで、コロナ禍でなかなか障害のある人とない人の交流が非常に沈滞化しているというか、進まなくなっているという状況があります。私は萩の方で育成会をやっておるんですけども、この前の会議で申しましたとおり、具体的に卒業生を祝う会とかですね。今度2月にあります。芸能の夕べというチャリティコンサートをやったりする、障害者と障害者でない人が交わる、そういうものがなかなかできなかったというふうなことがあります。あいサポート運動につきましても、ある時期ぱっと進みましたが、始まってですね、最近やはり言葉だけの形になっている部分があると思います。障害のある人とない人の交流、地域をあげて取り組むようなワードをもう少しですね、具体的なものを入れながら皆に伝わるということが大事じゃないかなというふうに考

えております。以上です。

議長 ありがとうございます。梶野委員の方からは交流等育成会の現状を踏まえて具体的に説明なり文言を入れていただくのもいいのではないかという御指摘でしたが、事務局の方で何かあれば。

障害者 はい、障害者支援課でございます。

支援課長 コロナ禍でなかなか障害のある子供ない子供、ある人ない人の交流がなかなか進んでないんじゃないかという御指摘でございます。やはり感染症の関係で障害のあるなしに関わらずイベントができてないというのが通常でございます。そういった中におきましても私ども障害のある人ない人の交流というのは非常に障害を理解する上で重要であるというふうに考えておりまして、令和元年から、「ふれあいあいサポランド」という新たな取組を始めております。これは、先ほども少し説明をいたしましたけれども、障害のある子供ない子供、幼児を対象としまして、ゲームですとかスポーツですとか、そういったものを通じてお互いの理解を進めていこうという取組もコロナ禍ではございますが進めております。こうした取組を広報しまして、その結果かどうかはわかりませんが、県下各地でも同様の取組が進んでおりますので、今後そういった障害理解が進んでいくのではないかなというふうに考えております。さらに障害理解の推進につきましては、先ほども申し上げたとおり、若いころからの取組が必要だろうというふうに考えておりまして、あいサポート運動につきましても、小学校低学年からの推進を図りたいということで、小学校に対する働きかけを今年度から強めております。御協力いただいている小学校もかなり増えておりますので、今後もこういった取組を進めながら若年層への障害理解の推進に努めてまいりたいと考えております。

議長 はい、ありがとうございました。障害者支援課の方からコロナ禍ではありますけど、こういう交流について具体的な御説明をいただきました。
梶野委員、何か。

梶野委員 今おっしゃっていただいたように小学校からどんどん理解を進めていくというのはとてもいい事だと思います。やはり子供のうちに障害のことを理解してくださるとやはり大きくなってからもそこは底流になりますので、ぜひ、またその辺の推進もよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
その他、委員の皆様から何か、御質問等はありませんでしょうか。
はい、じゃあ鈴木委員。

鈴木委員 もう盛り込んでいただいているんですが、罪や非行を犯した人の問題のと

ころで再犯防止推進法とか山口県再犯防止推進計画などを書いていただいているんですけども、具体的に、今、罪を犯した方、成人の方も少年もですね、入口支援、出口支援ということで、更生支援計画をきちっと社会福祉士さんの支援を受けながら作り、地域社会に戻り自立していけるようにというサポートが重要だということで、山口県弁護士会でもずっとサポートしてるんですけども、県社会福祉会さんもですね。ぜひ具体的に地域で理解を促進しようにとどまらず、本当に御本人たちが一人ひとりがきちっとした生活に落とし込んでいけるようにですね、具体的な更生の支援計画につながるようなサポートがあるんだということを書いていただきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。私も本業はカウンセラーをしまして、被害者の方の支援をというふうに思われる方も多いですが、今言われましたように加害者の方の支援も非常に重要な課題になっています。私の方からもぜひその辺のところを入れていただけるといいなと思います。この件について何かお考えがあれば。事務局あるいは担当の課の方で御意見があれば。

厚 政 課 厚政課でございます。

山口県再犯防止推進計画を所管しております。今おっしゃられました罪や非行を犯した人の地域生活への移行につきまして、現在、国や市町と共に新たな具体的なサポートができないかということは検討しておりますので、そういった検討状況も踏まえまして、この新たな指針の方に盛り込めたらと考えております。

議 長 はい、ありがとうございます。あの、厚政課のほうから、御意見をいただきましたけど、鈴木委員から何か。

鈴木委員 どうもありがとうございます。あの、県の所管ではないんですけども、現在、拘置所がですね、萩拘置支所が廃止になり、次は宇部拘置支所が廃止になるのではないかとということで、国がですね、予算を理由に、山口県の各地にある拘置所の廃止を考えておられるようなんですけども、拘置所というのは、罪を犯した方が逮捕されて、その後起訴された場合、被告人になった時に一時的に収容される施設なんですけれども、ここにきちんと社会福祉士さんがですね、弁護士と通ってですね、更生支援計画を立てたり、家族と面会してつないだりということが結構重要でして、ぜひ地域としてもですね、その罪を犯した、非行を犯した人が次、ちゃんと戻れるようにするためにも、面会できる場所を、地域に多くあるようにぜひ意見を言うていただければと思ってはいるんですが、まあここはそういう場ではないんですけども、そういう意識ももった表現にしてあげたらと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。ここでどれくらい意見が交わされるか分か

りませんが、何か、今の鈴木委員からの、法律の関係で何か。

各担当の部署で何かありましたら。何かあればどうぞ。

よろしいですか。特に、そういうことも配慮いただきたいというような御意見として承っておきたいと思えますけれども。

では、その他に何かありますでしょうか。

川口委員 はい、いいですか。

議長 はい、では川口委員どうぞ。

川口委員 はい、「4施策の推進」のこの「1人権を尊重した行政の推進」ということで、指針でいうと7ページになるんですけども、行政の職員の人権研修というものは非常に重要だと思います。県庁職員全ての人が、僕としては毎年、1回は人権研修をしっかりと学習して、人権課題も広がってますので、アップデート、自分たちの個別の様々な人権問題の知識や、認識、感覚をアップデートする、すごい必要だと思っております。今の、県庁職員の人権研修ですね、何人くらい、どのようなものをしているのか、というのを教えていただきたいというのが1点です。

ここでも充実と書いているんですけども、職員研修の。果たして本当に全職員がこう、どれくらいのペースでこう受けているのかなど。まあ下手したら10年に1回くらいの研修チャンスがあるとかだったら話にならないので、その辺のちょっと職員研修の充実というのを、現行の指針にも書いているんですけども、どうなのかなど。

市町へ私も話を聞くと、町レベルだったら全職員で毎年研修をしていますというところもあるんですけども、宇部市とかもそうなんだけど、大きな市になるとどうしても研修機会は少なくなりますので、まあ5年に1回とかぐらいしかあたってこないような状況もあります。そうすると、さっきLGBTの議論とか様々な差別問題の議論がありましたけど、ハンセン病もアイヌも、本当に学ぶ機会が無くなってしまっている方も多いので、同和問題もそうなんですけれども、ちょっとこの職員研修の充実とあるけど、現状どれくらいの人を受けれるのかと。で、もうちょっと僕としてはしっかり毎年くらい職員が受けられるような体制の充実、できないのかなど。

あと、議員研修ですね。この議員の方が様々な施策を議論するとき、様々な差別問題の基礎知識であったり、こういう法律の動きであったりという人権がすごく今問われています。議員による様々な差別的な発言が、問題になったり、他県でもそういうことがたくさん起きていますので、この議員に関する人権研修というのは、あるのかなのか。僕は必要だなんていうふうに思うんですけども、このような、影響力のある立場の方に関する研修をしっかりとやっていただきたいというところでお願います。

議 長 はい、ありがとうございます。県職員の方々の人権研修、また、議員の方々の研修等何か情報がありましたらお願いいたします。

人権対策 はい、人権対策室でございます。県職員に対する人権研修としましてはですね、まず、階層別の研修をしております、まず新規採用された職員を対象としたもの、それから主任級に昇格をした段階での研修、それから主査級に昇格した段階での研修、そして所属長級に昇格したときの研修ということで、階層別研修ということでこの4種類を行っております。

それから、今度は横断的な研修としましてはですね、本庁職員の人権研修ということで、これは年1回になりますけれども、本庁の職員の方を対象としてですね、研修会をしております。

それから出先機関に関しましてはですね、出先機関の職員研修というものを年に、これは、地区別といいますかね、山口地区とか下関地区とかいった形で地区別で、研修をしております。それから、出先機関の管理職研修という形で、これは管理職を、出先機関にいる管理職を対象とした研修ということで、これは横断的な形ということで。県職員を対象とした研修としては、私どものほうで所管しております研修は以上でございます。

それから、もう1つ議員を対象とした研修というお話がありましたけれども、これは議会事務局のほうがおそらく担当していると思っておりますけれども、私どものほうでは本日十分な御回答はできません。

議 長 はい、ありがとうございました。川口委員、今御説明いただいたような状況で、県職員に関しては、組織的にきちんと体系づけて、システムチックにやっておられるということですが、議員研修についてはちょっと情報がないということですのでよろしいでしょうか。

川口委員 はい、職員が、県庁職員がちょっと何人いるか分からないんですけど、例えば1万人いて、今様々な研修といったのは大体千人くらいは受講しているのか、その、僕が言いたいのは、漏れてしまっている人たちがいるから、主査とか主任とかそういう節目節目ではちゃんと受けるようになっているんですけども、みんながその役職になるわけでもないで、全ての窓口の業務とか職員の方が、しっかりと学べる、学習が求められる時代だなというふうに思うんですね。

そういう意味で、例えば職員が1万人なら1万人のうち、1年間に大体今言った研修を受けると、千人くらいだろうとか5千人くらい受けているんじゃないとか、ちょっと分かんないんですけどね。その辺ちょっと、もうちょっと具体的な、ざっくりでもいいから教えてもらえたらなと思います。

人権対策 県庁の、本庁職員等研修で、ちょっと御説明させていただきますと、従前は
室 次 長 ですね、集合形式でやっていた関係があって、職員ホールというところでやる

んですけれども、その収容人数等もあってですね、一応、職員5人に1人ということで、5年で全員が受けれるような研修ということで設計をしております。

ここ最近では、ネットでの動画視聴という形にしておりますので、5人に1人以上で見てくださいという形にしております。今、現状はそういう形でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

川口委員 いいですか。今で言うと5年に1回、4年に1回という感じですので、まあ、今言ったオンライン配信みたいなこともあるのであれば、できるだけその期間を短くするとか、受講方法を検討しながらも、全ての職員がやっぱり毎年くらい学べるようにしないと、テーマが多岐にわたってきているので、このパワハラ、セクハラの問題もそうなんですけれども、増えれば増えるほどその分時間もいりますので、ちょっとあの5年に1回、4年に1回ではなくて、もうちょっと手法も検討しながら、対面とオンラインの活用とか、充実していただきたいなと思います。

議長 研修の充実ということで、川口委員の方から要望として言っていたと思います。

今後、研修もコロナの関係で、オンデマンドとか様々な遠隔を使った研修もありますし、その辺も検討していただきながら、より充実した研修にしていきたいというふうに思います。

そのほか、ありますでしょうか。だいぶ時間も経過してきましたけれど、何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。特にちょっと言い残したとか、よろしいですか。

あの、大変熱心に御協議いただきまして、ありがとうございました。拙い進行なんですけれども、皆様の御協力で大変スムーズにいったのではないかなど。また、忌憚のない様々な貴重な御意見をいただきましたというふうに思っております。

それでは、時間が1時間経過しておりますので、この議題1「現行指針の課題と今後の方向性について」は、皆様から多くの御意見をいただきましたので、大筋で反対意見は無かったということで、今後、事務局の方で、本日の意見を踏まえて、この案の指針改定に向けた作業を進めていただきたいと存じますが、そういう方向性でよろしいでしょうか。

(反対意見なし)

特に反対意見はありませんので、ではその方向で、進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは議題の2に移りたいと思いますが。

議題の2、その他に移りますが、事務局の方で何かありますでしょうか。
はい、では事務局の方からお願いいたします。

人権対策 室次長 はい、事務局の方から「人権ふれあいフェスティバル」特設サイトについて御報告をさせていただきます。お手元のほうにチラシをお届けしていると思います。このサイトにつきましては、昨年5月の審議会におきまして、集合型の現地開催ではなく、インターネット上の特設サイトで実施するというのを御説明をさせていただきました。また、サイト開設前の昨年11月には委員の皆様サイトにサイト周知のチラシを送付させていただいたところですが、改めて御報告をさせていただきます。

当サイトは3月24日までの公開としており、既に2か月間にわたり公開をしております。内容としましては、人権講演、それから、人権に関する優秀作品の児童生徒ポスター展、それから人権動画、相談窓口の紹介等、様々なコンテンツを掲載しています。

特設サイトの開設は、今回で3回目ということになりましたけれども、今回、県民の皆様に興味を持って見ていただくための工夫としまして、山口県ゆかりのタレントによるメッセージ動画の掲載をしております。それから、アンケートにお答えいただくと、法務省の人権キャラクターの壁紙がダウンロードできるサービスを追加しております。

さらには、閲覧数を増やすということで、WEBサイト上に特設サイトの広告を表示し、広告をクリックすると特設サイトに誘導されるという、WEB広告も導入をしております。

関係機関の皆様方の周知の御協力もいただきまして、現時点、昨年度を大幅に超える閲覧数となっております。

当サイトは、県民の皆様が人権について考えるきっかけになるものと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、周囲の方に当サイトをお勧めしていただければ幸いです。説明は以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

人権ふれあいフェスティバルにつきまして、御説明を、また、御案内をいただきました。手元にもチラシを配布していただいております。ぜひまた、様々な形で参加していただけると良いと思います。

それでは、予定をしておりました議題は全て議事が終了いたしました。皆様の御協力に心より感謝を申し上げます。少し時間は早いのですが終わりたいと思います。本日は、外は大変寒いですが、この会場では大変ホットな議論をしていただきまして、ありがとうございます。以後は事務局のほうで改訂に向けて御努力いただきたいというふうに思います。

それではこれで終わります。事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、本日の御意見以外にまた何かございましたら、後日、事務局のほうへ御連絡をいただけたらというふうに思います。

それでは閉会にあたりまして環境生活部長の藤田から一言お礼を申し上げます。

環境生活 終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

部長 高田会長さん、円滑な議事進行をありがとうございました。それから、各委員の皆様方には、「山口県人権推進指針」の改定に関しまして、具体的な御提案をいただきまして、大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

指針の改定の方向性につきましては、委員の皆様の御了解をいただいたというふうに認識しております。県といたしましては、今後、改定に向けて、鋭意努力してまいりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それから、最後になりましたが、今月末をもって委員の任期がいったん満了いたします。今回退任される委員の方におかれましては、これまで、多大な御支援、御協力を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。今後も引き続き、御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、大変ありがとうございました。

事務局 それでは、以上をもちまして「第16回山口県人権施策推進審議会」を閉会いたします。皆様大変お疲れでございました。